



令和4年第4回総会

会 議 録

期 日 令和4年4月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第4回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年4月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	19	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	20	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	21	農地法第3条許可申請について
5	22	農地法第5条許可申請について
6	23	農用地利用集積計画の調整について
7	24	令和4年度最適化活動の目標の設定等について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達 範隆	農業委員
	3番	水野 正子	農業委員
	4番	篠原 正	農業委員
	5番	今給黎 龍浪	農業委員
	6番	白澤 千恵子	農業委員
	7番	眞茅 文男	農業委員
	8番	俵積田 広昭	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	中原 敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

2番 原田 克子 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江 靖博
主幹兼農地係長 加治屋 昭男
農地係参事補 前原 光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和4年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。3番水野委員、4番篠原委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第19号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号92番から106番までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外9名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外14名です。

解約面積は畑が31筆で43,908㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号92号から106号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第20号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号西白沢地区7号、〇〇〇〇は経営類型（露地野菜，施設野菜）で経営面積は92aです。農業労働力は2名です。

この会社は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受等候補者名簿に新規掲載しようとするものです。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

5番（今給黎委員） 経営内容は具体的にはどんなことをやっているんですか。施設とか露地野菜とか。

事務局 ネギとオクラの苗を施設の方で主に作っている，苗の販売が主になっているという事で聞いております。

議長 よろしいですか。

10番（畑野委員） 代表者は誰ですか。

事務局 〇〇〇〇さんです。

10番（畑野委員） 何歳の方ですか。

事務局 40歳です。

10番（畑野委員） 分かりました。

議長 他にありませんか。

7番（眞茅委員） これは結局夫婦でやっているということですね。

事務局 夫婦でやっております。

事務局 補足しますと，この会社は農福連携，障害のある方々の施設と契約を結びまして，通常の農業というよりも，農福連携福祉の方への貢献が大きいということで，一般の農業の方と比べると，効率といったものは若干落ちるかとは思っております。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，これをもって質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については，承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第20号は，承認することに決定いたしました。

次に，日程第4号農地法第3条許可申請ついてを議題といたします。

議案について事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号7号]

整理番号7号の申請地は，まかや町〇〇番，畑，2,068 m²，〇〇番，畑，1,748 m²，合計3,816 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、62歳、大阪市にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、68歳、南九州市にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。
整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については6・7ページに掲載してあります。

申請地は、南方園敷地より東側〇〇m及び〇〇mの畑かん地区内に位置します。
整理番号7号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

[整理番号8号]

整理番号8号の申請地は、別府東町〇〇番、畑、444㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、69歳、南九州市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、68歳、別府東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号8号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号8号の申請地については9・10ページに掲載してあります。

申請地は、広域農道沿い南さつま農協農業機械センターより西側約〇〇mに位置します。

整理番号8号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号7号について、眞茅委員をお願いします。

7番（眞茅委員）整理番号7号について報告いたします。

譲受人・譲渡人は、同一のために一括で報告させていただきます。

4月10日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地を確認しました。

〇〇番については、場所は事務局の説明のとおりです。

西・北・東側は山林、南側は甘しょ畑です。現在、大根収穫後の畑です。

続いて〇〇番について、場所はこれも同じく事務局の説明のとおりです。

16工区の畑かん地域内にあります。

西側は道路、北側・東側・南側は甘しょ畑であり、現在、茶が植え付けられています。

譲渡人は大阪に在住の非農家で、また譲受人は知覧町で茶、甘しょ等の専業農家です。

10年位前から、2筆とも、譲受人が耕作しており、今回に至ったとのことでした。

た。

本件取得後も、茶園、甘しょ畑として、現在同様の営農を行う計画で、権利取得により周辺の農地への農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号8号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8番（俵積田広昭委員）整理番号8号について報告いたします。

4月10日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する農家で、夫と農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

別府東町〇〇番は、北側は市道、東側は甘しょ育苗ハウス、西側及び南側は甘しょ畑で、現在、甘しょ、キャベツの作付け畑となっています。

取得後は、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請について、整理番号7号及び整理番号8号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

議案第21号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が5件です。

[整理番号10号]

整理番号10号の申請地は立神北町〇〇番、畑、429㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、看護師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいなので、申請地に、自宅を建築するため。」とのこと。

申請地は13ページに掲載してあります。

枕崎南海自動車学校より北東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は429㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を2筆に分筆し、境界は周囲にブロック積みを施します。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま整地します。

建物は、高さ5.7mの平屋であり、境界から2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号11号]

整理番号11号の申請地は大塚中町〇〇番〇，畑，319㎡外1筆，合計484㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業，他1名です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家であり，申請地に住宅を建てるため。」とのことです。

申請地は15ページに掲載してあります。

サン・フレッシュ枕崎より南西側へ〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が10ha以上の第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね50m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は484㎡で問題のないものと思われます。

転用にあたり，20cmの盛土をおこないますが，境界にはブロック積を施します。

建物は，高さ5.3mの平屋であり，境界から5.6m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

[整理番号12号]

整理番号12号の申請地は日之出町〇〇番，畑，319㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，団体職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

申請事由は、「来客用の駐車場がないので，申請地に駐車場を確保し，一部は家庭菜園として利用したいため。」とのことです。

整理番号12号の申請地は，17ページに掲載してあります。

市立病院敷地より，北東側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

計画面積は319㎡で問題のないものと思われます。

計画内容は軽自動車2台分の駐車場の整備と家庭菜園としての利用です。

駐車場への転用にあたり、西側は家庭菜園として利用し、車の出入りは、東側の道からおこないます。東側は1.5mほど低く、軽自動車2台分の駐車場として利用できるよう、切土をおこなって、整備します。

西側境界は、がけ地で3m程高く、北側及び南側は既存ブロック積と石積みがあります。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号13号]

整理番号13号の申請地は茅野町〇〇番、畑、414㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、看護師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、看護師です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家であり、申請地に住宅を建てるため。」とのことです。

申請地は、19・20ページに掲載してあります。

県道打木谷・白沢津線沿い茅野共同製茶工場より北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の50m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は414㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま整地し、境界は周囲にブロック積みを施します。

建物は高さは6.0mの一部二階建てであり、農地境界より1.0m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

[整理番号14号]

整理番号14号の申請地は茅野町〇〇番、畑、730㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、土木業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「申請地を取得して、資材置場として利用したいため。」とのことです。

整理番号14号の申請地は、19・20ページに掲載してあります。

県道打木谷・白沢津線沿い茅野共同製茶工場より北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が0.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は資材置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は型枠資材の置場の整備です。

計画面積は730㎡で問題のないものと思われます。

転用にあたり、現況のまま整地しますが、周囲の既存のブロック積みがあります。また、申請地は、一部、実エンドウがありますが、耕作者から、転用について承諾は得ているとのこと。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号10号から整理番号12号までの3件について、白澤委員お願いします。

6番（白澤委員）4月15日に依積田広明農業委員、桑原推進委員、事務局の加治屋係長、前原さんと現地確認を行いました。

整理番号10号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

10号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の北側及び東側は畑、西側は畑、南側は道です。

一筆の土地を2筆に分筆し、周囲にブロックを設置し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

なお、分筆し農地として残る部分は、農地として保全管理していくとのこと。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、南側の市道に埋没されている下水道管へ排水します。

なお、農地や住宅が隣接している地域であるため、隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう指導したところ。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号11号について報告いたします。

立会人は申請人の父で、〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

11号の申請地は、説明にありましたとおり、大塚中町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されています。

申請地の北側は市道、東側は畑、西側及び南側は転用された駐車場です。

盛土をおこないますが、北側及び境界にはブロックを設置し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。雨水については、北側側溝へ放流します。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側・側溝に排水する予定です。

なお、農地や住宅が隣接している地域であるため、隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号12号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

12号の申請地は、説明にありましたとおり、日之出町に位置する農地で、現在、保全管理された農地です。

申請地の北側は農地、西側及び南側は宅地、東側は道です。

西側は家庭菜園として現況のまま利用し、東側は1.5mほど低くなっていますが、軽自動車2台分の駐車場として利用できるよう、切土をおこなって、そのスペースを広げます。

西側境界は、がけ地で高くなっていますが、北側及び南側は既存ブロック積と石積みがあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

雨水については自然流下により、東側溝へ放流します。

なお、北側境界において、一部、石積みの崩壊の恐れがあったため、十分な土留め対策をおこなうよう指導しました。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号13号及び14号の2件について、俵積田広昭委員お願いします。

8番（俵積田広昭委員）まず整理番号13号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんと父親の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

13号の申請地は、説明にありましたとおり、茅野町に位置する集団的な農地で、現在、菜園となっています。

申請地北側は申請人の父の住宅と倉庫、東側及び西側は畑、南側は市道です。

境界は周囲にブロック積みを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は一部二階があり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、自然流下及び溜桝により南側・側溝へ放流します。

生活排水は合併浄化槽で処理後南側・側溝に排水する予定です。
適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。
整理番号14号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

14号の申請地は、説明にありましたとおり、15号と同じく、茅野町に位置しますが、集落内にあり、隣接する農地もなく、小集団の農地で、一部はグリーンピースが植えてあり、耕うんされた畑です。

申請地は譲渡人から借りて耕作してありますが、現在の作物の収穫が終了次第、令和4年5月末に返還した後資材置場に転用されます。

北側は宅地、東側は宅地、西側は県道、南側は道です。

周囲の既存のブロックにより、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、申請地のこう配が東側へ低くなっているため、隣接する申請人の宅地を介し、北側河川へ自然流下により処理する計画です。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

周辺の土地にこれまでも被害を及ぼしたこともなく、被害防除計画も示されていて、やむえない申請と思われま

す。
以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）整理番号10号なんですけども、残された残地は保全管理をするということだったんですが、これは申請人が一括購入の予定なんですか。

事務局 残された農地の管理について、保全管理という事で説明されたところでありま
すけども、譲渡人の所有者に確認しましたところ、譲渡人自身が土地の管理につ
いては保全管理をしていくという事で聞いております。

7番（眞茅委員）譲渡人が管理をするという事なんですね。分かりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号10号から整理番号14号につい
ては、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第23号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号52号から73号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外21名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外31名で設定面積は、畑が42筆で35,764㎡、樹園地が13筆で18,239㎡の合計54,003㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号52号から73号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第23号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第24号令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)について説明いたします。

この議案につきましては農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組として、各農業委員会の活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

農業委員会の主な活動として担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地転用への適正な対応があります。

最初に、「Ⅰ農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)」について、現在の体制と農家・農地等の状況を記載していますので、お目通しください。

次のページの「Ⅱ最適化活動の目標」について説明いたします。

まず「1最適化活動の成果目標」についてですが、「(1)農地の集積」の①の現状は集積率が70.9%となっております。②目標は、県の農地の集積の目標年度が令和12年度で目標集積率が90%となっており、本市の今年度の新規集積目標は19.5haで年度末集約面積1,061ha、集積率72.2%と設定しています。

「(2)遊休農地の解消」につきましては、①現状で1号遊休農地が50.6haあり、緑区分の遊休農地が42.2haで黄区分の遊休農地が8.4haとなっております。利用状況調査時のa分類が緑区分、b分類が黄区分です。

②目標の解消目標面積を、緑区分42.2haのうち8haとし、黄区分8.4haについては市農政課と基盤整備計画について検討し、新規発生遊休農地を14.8haと

しています。

「(3) 新規参入の促進」については、①現状については記載しているとおりで、②目標としては公表する農地の面積を 1.0ha をとしています。

「2 最適化活動の活動目標としては、(1) の日数目標を 1 人当たりの活動日数を月 5 日、(2) の設定目標は、7 月に新規参入の促進、8 月に遊休農地の解消、3 月に農地の集積を行い、(3) 新規参入相談会への参加目標を 1 回としています。

以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 7 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 4 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 水野 正子

会議録署名委員 篠原 正